

2015年3月議会 一般質問（要旨）&答弁資料

2015/3/2

まつざき真琴

〔一回目登壇〕

私は、日本共産党県議団として、一般質問を行います。

昨年総選挙後、安倍首相は、「国民が背中を押してくれた」などとして、悪政の加速を「宣言」しました。自民・公明の与党が3分の2以上の議席を獲得したといっても、それは大政党に有利に民意をゆがめる小選挙区制のもとでの「偽りの多数」です。自民党は、実際には議席を4議席減らし、得票は、有権者比で見ると比例で17%、小選挙区で24%にすぎず、決して国民は安倍政権の暴走政治を「後押し」などしていません。それどころか、どの世論調査を見ても、消費税の10%への増税、「アベノミクス」、原発の再稼働、沖縄の新基地建設強行、「海外で戦争する国」づくりなど、国民の多数が明確に反対しています。

この安倍政権の暴走ストップの願いが寄せられ、日本共産党は、8議席から、2.6倍の21議席へと伸ばしていただいたその力で、民意に背く暴走政治をストップさせ、国民との共同で、国民の声が生きる政治の実現のために奮闘する決意を申し上げ、質問に入ります。

1. 知事の政治姿勢について

①戦後70年と平和憲法について

まず、知事の政治姿勢についてであります。

今年、戦後70年の年となります。この70年間、日本は、戦争によって、ただ一人の外国人の命も奪うことなく、日本人の命も失うことなく、平和の道を歩んできました。安倍首相が集团的自衛権行使容認の閣議決定を強行し、改憲へと執念を燃やしているときだからこそ、平和憲法の値打ちの輝きを広げなければなりません。

伊藤知事は、この憲法9条が果たしてきた役割について、どのように認識しておられるか、お尋ねいたします。

②米軍空中給油機の鹿屋への訓練移転について

2006年5月に取りまとめられた日米のロードマップにおいて、米軍空中給油機KC-130、12機を普天間から岩国飛行場に移転し、定期的にローテーションで、鹿屋の自衛隊基地で訓練を行うことが明記されました。当時、鹿屋市はこれに反対を表明し、伊藤知事も地元の合意が必要であり、地元の意向を十分踏まえて対応するよう求めておられました。当時、我が党が行った防衛庁との交渉で明らかになったのは、「KC-130、12機が2、3機ずつ鹿屋基地にやってきて訓練を行う。離着陸訓練、夜間訓練も行う。市街地上空を飛ぶことはあり得る」、こういう内容でした。

KC130は、空飛ぶガソリンスタンドと言われ、遠征する米軍機に空中で給油を行うという、日本の防衛とは無縁のものです。この空中給油機が、毎日二、三機ずつ昼夜関係なく離着陸訓練や給油訓練を行うというもので、危険きわまりない訓練計画です。新聞報道では、

今月にも住民説明会が開催されるとあります。

伊藤知事には、県民の命、財産を守る立場で反対の意思を表明していただきたい。見解をお聞かせください。

③川内原発再稼働問題について

東日本大震災と原発の事故から、まもなく丸4年になろうとしています。地震と津波被害を受けた地域が復興へ向けて歩みだしている中で、原発事故の被害を受けた地域は復興の見通しすらついておらず、未だに12万人を超える方たちが、避難生活を余儀なくされています。福島第1原発は放射線量の高さに、収束作業は遅々として進んでいません。さらに毎日湧き出る400トンの地下水が放射性物質で汚染され、タンクを作っても作っても間に合わない。高濃度の汚染水が海に流れ出ていることがわかっているのに有効な手立てを講じることができない、このような現状です。

改めて知事にお尋ねします。丸4年を迎えるフクシマの現状についての認識をお聞かせください。また、過酷事故が起きれば、放射能の被害をコントロールできない、使用済み核燃料の処分の方法も決まっていないなど、原発は人間の手に負えない代物であります。このような原発の現在の技術のレベルについて、どう認識されていますか、お聞かせください。

昨年11月の臨時議会終了後、知事は再稼働に同意をされました。

知事は、川内原発の再稼働については、すでに自らの手を離れたとお考えかもしれません。しかしながら、川内原発の適合審査は、未だ継続中であり、知事が判断された当時と情勢の変化はありません。知事の「同意」に、県民の生命と財産が委ねられているという、知事の責任は、存在し続けており、知事の意志さえあれば、いつでも「同意」の撤回はできるものです。

知事は、「同意」についての記者会見で、「原発の稼働の問題ではなく、我が国全体をどういう形で運営していくかだ。国と県と事業者が一体となって動くしかない。」と発言されました。また、「同意」の対象について、「原発の知識や理解の薄い自治体が一定の結論を出すというのは、我が国の全体をまとめる上で、錯綜するだけで賢明なことではない。」と発言されています。知事のこれらの発言は、知事として県民の生命、財産を守るという姿勢は全く見えず、まるで国の役人かのように、国の原発推進という方針にのっとって川内原発再稼働させるという強い意志と姿勢が現れたものです。

来年度県予算には、「原子力発電等に係る住民説明会」の開催の予算が計上されていますが、住民の「知識が薄い」から同意の対象にしないとされるのであれば、「同意」をいったん撤回し、住民説明会を早く、広く行い、そしてその上で同意の対象を広げるべきではありませんか、見解を伺います。

④「地方創生」とTPPについて

次に、安倍内閣が進める「地方創生」について取り上げます。

人口減少による地域衰退や「東京一極集中」のゆがみを打開することは、多くの国民が切

実に求めているものです。しかし、安倍政権の「地方創生」はその願いに応えるものではありません。

そもそも、人口減少はなぜ起こったのか。今日、若者が結婚し、出産、子育てをしていくことが困難な状況です。若者と女性は二人に一人が非正規雇用。異常な不安定雇用と低賃金、長時間労働を強いられています。これらは自公政権の労働法制規制緩和で作りに出されてきたものです。

また、なぜ東京一極集中が進んできたのか。地方の産業が壊され雇用が失われてきました。地方の中心的産業で雇用の場である農業や林業は輸入自由化によってつぶされてきました。大店法廃止後、郊外への大型店舗の身勝手な進出と撤退で、地方の商店街はシャッター通りと化しました。

また、「企業立地促進法」は、多国籍企業の地方進出を後押しし、自治体の企業誘致の補助金競争をあおりました。肝心の雇用は非正規が増え、最後には大企業の身勝手な工場の縮小・撤退が繰り返され、産業の空洞化や産地の崩壊を招きました。

さらに、国策で進められた「平成の大合併」によって、自治体数は半減、自治体の面積は平均で2倍になる一方、地方交付税は大幅削減され、地方の疲弊を加速させました。

これらの問題を解決せず放置して「まち・ひと・仕事創生総合戦略」ができるのでしょうか。しっかりと原因について認識し、対策を立てるべきではありませんか、見解を伺います。

「地方創生」を叫ぶ一方で、今度は農業を押しつぶし、医療や雇用の崩壊、地域経済を破壊するTPPを推進しようとしています。TPPについて断固反対する立場で、交渉からの撤退を求めていかなければ、鹿児島の「創生」は果たせないではありませんか、見解を伺います。

2. 社会保障の充実について

①医療・介護の大改悪について

2012年、民主・自民・公明の3党談合で強行可決された「社会保障と税の一体改革」の関連法である「社会保障制度改革推進法」は、「自己責任」を強調し、「自助・自立」を基本とし、国の義務を否定し、公的責任を投げ捨てるものです。

このような方針のもとで、医療・介護の大改悪が進められようとしています。病院のベッド数の削減で、早期退院を迫り、在宅へと誘導する。介護も、特養ホームへの入所者を要介護3以上に限り、要支援者を介護保険から外して地域のボランティアの手に委ねる。自然増を含めて、社会保障費の削減が進められようとしています。すでに日本の社会は「餓死」、「凍死」、「孤立死」、「自殺」、「介護心中・殺人」など、あってはならない事件が蔓延していますが、さらにこれらが進行する恐れがあります。

このような国の医療・介護の大改悪を具体化して、住民に押し付けるのではなく、国の方策に抗して、県民が安心して受けられる医療・介護をめざすことが県に求められていると考えますが、県は、どのようなスタンスでどのような努力をしていかれるのか、見解をお聞かせください。

②高すぎる国保税についての認識を問う

高すぎる国保税が、県民の暮らしと健康を痛めつけています。モデル世帯での所得に占める国保税の比率について、お示ください。

国保税を払いたくても払えない現状の中で、国保税の滞納世帯が多く存在します。国保税を一定期間滞納すると、期間が定められた短期保険証や医療機関の窓口で10割負担が求められる資格証明書が発行されている市町村があります。本県における国保税の滞納世帯の状況、資格証明書や短期保険証の発行状況についてお示ください。

国保税の滞納の理由は何が考えられるのでしょうか。国保税の滞納の理由の一つに国保税が高すぎるということがあると考えますが、その認識はいかがでしょうか。

資格証明書の発行が滞納の抑制になっていないことは、明らかです。資格証明書では、病院にかかれません。まずは、正規の保険証を発行して、必要な医療が受けられる状態にすべきで、滞納の解決は別途、講じられるべきではありませんか。県として、資格証明書や短期保険証の発行をやめ、正規の保険証を発行するよう市町村に助言したり、国保税の引き下げのために県独自の支援策を講じるべきと考えますが、見解を伺います。

③3つの県単独医療費助成の現物給付を求める

乳幼児医療費助成制度について、沖縄県は、本県と同様に、現物給付となっていませんが、本県と違って所得制限もなく、入院の対象は中学校卒業まででとなっています。どんどん全国の都道府県の制度が拡充していく中において、鹿児島県がどんどん追い抜かれています。これは、県内の子どもたちの命にかかわる遅れです。

県は、現物給付の実施しない理由のひとつに、「コスト意識を持っていただく」と述べられていますが、「コスト意識を持つ」ことによって、県は、何を期待するのですか。自分たちが受ける医療にこれだけお金がかかっている。国や医療保険の負担、コストが生じるのだから、受診をするな、受診を控えよ、と言っていることになります。「コスト意識を持っていただく」というのは、受診抑制をしたいということですか。見解をお示ください。

ひとり親家庭医療費、重度心身障害者医療費は、自動償還払い方式になっておらず、毎月、手続きが必要で、小さな子どもや障害者を持つ家庭にとって、医療機関と役場を行き来する、その負担は大きいものがあります。3つの県単医療費助成の現物給付を求めるものですが、少なくとも、ひとり親家庭医療と重度心身障害者医療については、直ちに自動償還払い方式を導入すべきと考えますが、見解を伺います。

【答弁】

1. 知事の政治姿勢について

(1)戦後70年と平和憲法について(知事)

戦後、我が国は、不戦の誓いを堅持し、戦争の惨禍を繰り返すことのないよう、国民のたゆみない努力により、今日の平和で豊かな社会を築いてきたところであります。

この間、日本国憲法は、第9条も含めて、これまで広く国民にも浸透しており、我が国が

自由で民主的な平和国家として発展する上で極めて大きな役割を果たしてきたものと考えております。

(2) 米軍空中給油機の鹿屋への訓練移転について(企画部長)

日米安全保障協議委員会、いわゆる「2+2」で、沖縄県の負担軽減の観点等から、平成18年に取りまとめられた「再編実施のための日米のロードマップ」において、米軍空中給油機については「普天間飛行場から岩国飛行場を拠点とすること」、及び「訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開すること」が明記されております。

また、国においては、このロードマップを着実に推進するための閣議決定を行っております。

米軍の再編等により地域住民の間に不安や懸念が生じることに對して、国は、説明責任を果たすとともに、地域の方々の意向を十分に踏まえて対応する必要があるものと考えております。

(3) 川内原発再稼働問題について(危機管理局長)

①福島現状と原発の現在の技術レベルについて現在でも、多くの方々が避難生活を送られており、また、汚染水、廃炉、除染などの課題が継続しており、問題の収束には相当の時間が必要であると考えております。

国においては、これまでも、公営住宅の建設支援、除染、中間貯蔵施設の建設など、事故収束に向けた取り組みを強化しているところでありますが、今後とも、国が前面に立って福島の復興再生に全力で取り組んでいきたいと考えております。

原発については、安全が最優先であります。福島の事故後、我が国の原発の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ねられており、規制委員会により、世界最高レベルの新規制基準に適合したと認められた原発については、再稼働に求められる安全性が確保されることが確認されたものと考えております。

②同意の撤回と同意対象の拡大について

川内原発については、昨年9月に規制委員会から原子炉設置変更許可が出され、県では審査結果等に関する住民説明会を行い、その後、薩摩川内市議会、薩摩川内市長、県議会が御判断を示されたところであります。これらを踏まえ、安全性の確保やエネルギー政策に占める原発の必要性など、諸般の状況を総合的に勘案し、再稼働はやむを得ないと判断したところであります。

なお、本県における自治体の同意の範囲については、原子力発電所の建設からこれまでの経緯や立地自治体として担ってきた重い責任等を踏まえ、鹿児島県と薩摩川内市としたところであります。

(4)「地方創生」と TPP について

①県の総合戦略の策定方針について(企画部長)

国においては、従来の地域経済雇用対策や少子化対策等について、個々のレベルでは一定の成果をあげたが、大局的には地方の人口流出が止まらず、少子化に歯止めがかかっていないとの検証がなされたところであります。

県としては、人口減少の克服と地方創生を確実に実施していくためには、地方の責任の下で、真に実効性を伴った施策が展開されることが望ましいと考えております。

今後、県版の総合戦略の策定に当たっては、本県の地域性や可能性を最大限に生かしながら、県民一人ひとりが生涯安心して働き、安定した生活を送ることができるよう、従来の少子化対策や産業振興対策、定住・移住の推進など、地域経済の活性化のための諸施策の充実を図るとともに、本県の基幹産業である農業をはじめとする第一次産業や観光産業などの重点的な振興を図ることが必要であると考えております。

②TPP 交渉について(知事)

TPP 交渉については、1月に首席交渉官会合が開かれ、また、先月も日米実務者協議が断続的に行われ、交渉の最終的な段階に差しかかっているものと考えております。TPPによって、関税などの国境措置が撤廃された場合、本県の基幹産業である農林水産業などに大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、本県としては、米やさとうきび、でん粉用さつまいも、牛肉、豚肉などの農畜産物については、従来どおり関税撤廃の除外品目として取り扱うべきであり、また、政府調達や医療制度を含む金融サービス等についても、我が国の主張が十分に反映される必要があると考えております。

TPP 交渉については、引き続き、国会における議論や交渉の状況など、国の動向を十分に注視するとともに、農林水産業関係諸団体の意見を十分に踏まえ、国に必要な働きかけを行ってまいります。

2. 社会保険の充実について(保健福祉部長)

(1)医療・介護の改善について

①社会保障制度改革に射する県の対応について国においては、受益と負担の均衡の取れた持続可能な社会保障制度を確立するため、医療・介護サービス提供体制の改革を進めているところであります。

県におきましては、今年度策定中の高齢者保健福祉計画について、高齢者実態調査の結果等を踏まえ、市町村と連携しながら検討を行ってきたところであり、また、来年度以降策定する地域医療構想についても、県民の医療ニーズを踏まえつつ、医療関係者等のご意見を伺いながら、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を図ることとしております。

県としましては、今後とも、県民誰もがどの地域に住んでいても安心して暮らせるよう、

県民のニーズ等を把握しながら、本県の実情を踏まえた医療・介護・福祉の充実に努めてまいりたいと考えております。

(2) 高すぎる国保税について

①国保税の滞納状況等について鹿児島市がホームページ上で示しております国保税の計算例では、40代夫婦と子ども2人の世帯で、所得が2百万円の場合で見ますと、国保税額1万3千4百50円、所得に占める国保税負担率は約17.3パーセントとなっております。

なお、県内市町村における平成25年度の1世帯当たりの平均国保税額は約13万円、国保税負担率は約13パーセントとなっております。

平成25年度の国保税の滞納世帯は、県全体で約3万9千世帯で、滞納世帯の割合は約14パーセントとなっております。そのうち短期被保険者証を交付しているのは約2万6千世帯、被保険者資格証明書を交付しているのは約3万世帯となっております。

滞納の理由としましては、生活困窮や納税意識の欠如などが挙げられております。

国保税の税率等は、医療費の状況や被保険者の所得水準のほか、財政事情等をもとに各市町村がそれぞれ条例により定めているものであり、税負担が困難な所得の低い被保険者については、所得に応じて軽減措置が設けられているところであります。

②資格証明書等の取扱いと国保税の負担軽減について国民健康保険は、被保険者間の負担の公平を図る観点から、災害、病気等の特別な事情があると認められる場合などを除き、国保税を滞納している被保険者に対し、短期被保険者証又は被保険者資格証明書を交付しているところであります。

市町村においては、短期被保険者証等の交付手続等を通じて、納付相談等の機会を増やし、国保税の収納に結びつけるとともに、滞納理由に応じて、支援策等の紹介を行っており、このような取組等により、県全体の滞納世帯数は、近年減少してきております。

国保税の負担軽減につきましては、低所得者の国保税軽減相当額を都道府県と市町村が共同で負担する「保険基盤安定制度」により対応しており、また、昨年4月には、軽減対象世帯が拡大されたところであり、本県の厳しい財政事情を勘案しますと、負担を伴う新たな事業に取り組む環境にはないと考えております。

〈再質問〉

(保健福祉部長)

国保税が高いのではないかとということでございますけれども、これにつきましては、私どもが高いか低いかというものは申し上げられませんが、あくまでもこの保険料につきましては、当該地域の医療費の状況先ほども申し上げましたけど、財政状況等々を勘案されて、条例によって各市町村の方で決められておるところでございますので、これについては高いとか低いとかいうものではない、私の方から評価ができるものではないと思っております。

(3) 県単医療費助成の現物給付について

健康保険制度は、県民が負担する税金や保険料等を財源としており、受診される方とされない方との負担の公平を図り、受診される方々に、コスト意識を持っていただくという趣旨で、保険医療機関窓口での患者負担が設けられております。

県単三医療費助成制度は、健康保険等の保険給付に係る患者負担の軽減を図る制度でありますことから、健康保険制度の趣旨を踏まえた枠組みの中で、実施されるべきものと考えており、受診抑制をするものではありません。

現物給付についてでございますが、県単三医療費助成制度に「現物給付方式」を導入した場合、他県の導入例から医療費助成額の増嵩が見込まれることや、市町村の国民健康保険に対する国庫負担金が減額されるため、県だけではなく、市町村及び国保保険者へ影響が予想されますことから、現物給付は、現時点では考えていないところであります。

また、ひとり親家庭医療費助成制度と重度心身障害者医療費助成制度における自動償還払い方式の導入については、現時点では考えていないところであります。

〈再質問〉

(知事)

三医療費助成制度についてのお尋ねであります。ご指摘のとおり、子ども達の健康を守るというのは大変大切な事だと考えております。

実は三医療費の助成制度、全国である程度普及しているのではありますが、どの県も県単の制度となっております。子ども達の医療がそのように大切であれば、これは国が直接担当すべきテーマ、ましては社会保険診療という制度の大枠の中でもありますので、もうここまで制度が、各県等熟しているのであれば、それをひろって国において制度を構築すべきだと従来から考えております。

従って、今の時点において鹿児島県で新たな事をするつもりは今のところ考えておりません。

(保健福祉部長)

ひとり親家庭医療費助成制度と重度心身障害者の医療費助成制度の「自動償還払い方式」をなぜ導入できないのかという事でございますけれども、乳幼児医療費助成制度に「自動償還払い方式」を導入した際、医療費が増加しておりますが、それに加えまして新たに集計システムの開発費用、あるいは医療機関や国保連合会等に対する事務手数料が発生しております。県及び市町村に新たな財政負担が生じたところであります。

ひとり親家庭医療費助成制度及び重度心身障害者医療費助成制度におきましては、乳幼児医療費助成事業の約 30 万件に対しまして、年間の助成件数が約 120 万件にのぼりまして、その財政負担増は相当なものとなりますことから、両医療費助成制度における「自動償還払い方式」での対応につきましては、現時点では考えていないところであります。

〔二回目登壇〕

3. 労働者の雇用と権利を守る

①県内の雇用状況について

「地方創生」の立場でも、雇用確保が一つの大きな課題です。

アベノミクスで雇用が増えたと安倍首相は大宣伝を行っていますが、量の問題だけではなく、雇用の質も問われています。本県に、アベノミクスの効果が及んでいるのか大いに疑問です。

そこでお尋ねします。第1に、この間の本県における有効求人倍率はどのような状況にあるか、全国との比較を含めて過去3年間の推移をお示してください。

第2に、本県における新規求人における正社員の比率について現状をお示してください。

第3に、実際に就業されている労働者の中で、35歳未満の若い世代と女性について、それぞれ非正規の割合について、直近の数字をお示してください。

地方において、雇用の場をいかに確保していくのかが、地域の存続にとっても重要な課題です。民間企業の雇用状況が厳しい本県において、県の機関が雇用確保の役割を果たしていくことが求められています。そして、県の職員、公の施設で働く人たち、学校給食の調理等を含めて、その正規化と労働条件の改善を図ることが、鹿児島県の雇用状況を底上げする意味でも重要です。

そこでおたずねします。

第1に、知事部局における非常勤職員および臨時職員のそれぞれの比率。

第2に同じく、教育委員会における非常勤職員および臨時職員のそれぞれの比率。

第3に、県の公の施設の内、指定管理者制度を導入している施設における職員の身分について、正規職員と非正規職員の比率。

第4に、県立学校における給食の調理業務は民間に委託されていますが、調理業務の従事者の身分について、正規と非正規の比率。

第5に、公の施設の指定管理者や学校給食の調理業務に従事する非正規職員について、通勤手当、賞与など手当等の有無。以上お示してください。

私は、以前、県立特別支援学校で、子どもたちの状況に合わせて細やかに工夫した調理がなされていることを紹介しました。しかしながら、調理の現場では、多くがパート労働者。最低賃金で残業代も払われず、交通費もない、昇給もない、ボーナスも出ない、退職金もない。しかも、夏休みなどの長期休暇は仕事が切られて、賃金はなし、という現状です。立ちっぱなしで重い野菜や鍋を抱えるなど、過酷な労働状況の中で、子どもたちの命にかかわる給食を、安全に配慮しながら作るという懸命な努力がなされています。仕事の大変さから、長続きしなくて、辞める人が多く経験や技術の積み重ねがなされにくいと聞きます。

私は、公の施設で働く人たちの労働環境や労働条件の改善が、住民サービスの向上につながるという観点から質問するものです。

昨年、総務省の「臨時・非常勤職員および任期付き職員の任用等について」という通知にもとづき、本県でも非常勤職員については、通勤費の費用弁償が支給されることになりました。

た。本県臨時職員についても同様に、通勤費相当分を支給すべきと考えますが、見解をうかがいます。

公の施設について、全国では、指定管理者から自治体の直営に戻す施設も生まれています。公の施設が有する住民サービスの向上と労働者の労働環境の改善を考えたときに、本県も指定管理者の更新の際に、直営に戻すことも視野に入れた検討をすべきと考えますが、見解をお聞かせください。

③県内の労働力確保のために

「地方創生」の課題の一つが、雇用の県外への流出を防ぐということです。なぜ、都市部に就職先を求めるのか、その理由の一つが賃金格差です。全国一律の最低賃金の実現が県外への労働力の流出を防ぎ、県内の労働力確保の大きな力になります。

もちろん実現のためには、中小・小規模業者への国の支援を強めることが前提でありますが、地域間格差をなくす全国一律の最低賃金の実施について、国に要望すべきと考えますが、見解を伺います。

4. 中小小規模企業の振興について

①消費税10%実施について

昨年4月から消費税が8%に引き上げられ、国民の暮らしも、地域経済も大打撃を受けました。二度の消費税増税が日本経済を深刻な危機に陥れたのに、その苦い教訓もかえりみず、消費税増税と大不況の悪循環をまた繰り返す……こんな道に未来はありません。

中小・小規模企業においては、価格競争が激しい中で、原材料における消費税の増税分をそのまま価格に転嫁することが困難な業者も多く存在します。

消費税が8%に増税され、県内業者と消費者に与えた影響について、どう認識されているかお聞かせください。

安倍首相は、2017年には、経済状況がどういう状況であろうと10%を実施すると発言していますが、さらに県民の暮らしも地域経済も大打撃をうけると予想されます。中小小規模業者の経営を守る立場で、少なくとも10%実施の再考を国に求めるべきと考えますが、見解をお聞かせください。

②住宅リフォーム助成制度の創設について

私は、これまでも「住宅リフォーム助成制度」の創設を提案してきました。全国でこの制度が広がっていますが、県下の市町村でもさらに広がっています。現在、いくつの市町村で実施されているかお示してください。鹿児島市では、申し込みの受け付け日の朝8時30分に、受付開始と同時に定員オーバーで打ち切られるという人気の高さです。

このようなニーズの広がりについて、どのような理由があると考えられますか。国の「地方創生」の事業の交付金も活用できるとされています。

中小小規模事業者の仕事起こしと地域の活性化、住民の利便性の向上に寄与するこの制度

を県下のすべての市町村に広げてするために、県の制度として実施していただきたいと考えますが、見解を伺います。

5. 教育のあり方について

①「土曜授業」について

全国で初めての全県いっせいの「土曜授業」、全国初の県立の全寮制の中高一貫男子校などを考えたときに、本県がめざす教育のあり方に、大きな疑問を持つものです。

そもそも教育というのは、人が時間をかけて一人ひとりの子どもを育てていく営みであり、結果もすぐには出ません。

ところが、その結果をすぐに求められるのが、全国学力テストであり、その結果の低迷が問題視され、その対策の一つとして、県下の小中学校で「土曜授業」が行われることになりました。

「学力」をどうみるのか、教育そのものをどう考えるのか、十分な考察と議論が必要だと考えます。「土曜授業」について一方的なアンケートではなく、幅広く、教師、保護者、地域住民、有識者、そして子どもなどでじっくりとした議論がおこなわれたのでしょうか、おたずねします。

子どもたちの「学び」を保障する手立てとして、まずは、学校において学ぶ楽しさと分かることの喜びを実感できる授業がなされることが求められています。そのためには、教師が、十分な教材研究と授業準備ができる精神的、物理的な保障が必要です。OECDの調査でも、世界で一番、日本の教師の仕事時間が長いという結果が公表されており、教師の多忙化の解消が学校現場での課題となっていますが、「土曜授業」が教師の多忙化に拍車をかけるのではないかと懸念しますが、いかがでしょうか、見解をお示してください。

来年度予算に「かごしま学力向上プログラム」として、指導法充実拠点校や推進校を指定し継続的に学校訪問を行う、授業公開を行うとしています。また、教育長は、各施策にPDCAサイクルを活用するとされています。2008年に国の「教育振興基本計画」に初めてPDCAサイクルの活用が盛り込まれ、本県では「学校におけるPDCAサイクル活用の手引き」なるものを作り、その活用を進めています。そもそもPDCAサイクルは、生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に行うための手法として企業において持ちられるようになりました。短期間に結果が表れる分野においては、ビジネスツールの一つとして有効でしょう。しかし、子どもたちの学びや育ちの場である学校現場に、持ち込み、教師に当てはめることは、問題です。教育内容には「これが絶対」というものはなく、子どもと教師のふれあいなどのなかで、専門的に、自主的に選びとられることが大切です。PDCAサイクルで、こうあるべきだと定めた目標で、短期にその結果を求める考え方そのものが、その教育の自主性を侵すことになり、管理を強めることになります。また、学校訪問についても、私は、教員として学校に勤めた経験がありますが、年に1回の学校訪問のために、公開授業の準備や教室や校内の掲示等の設営、校務分掌にかかわる書類の整備など、子どもたちに向き合う時間を削って、準備にあたっていました。学校訪問の回数を増やし、公開授業を行うことで、ますます、教師が子どもたちと向き合う時間をなくすことが予想されます。

このかごしま学力向上プログラムについては、内容を再考していただきたい。見解を求めます。

②楠隼中高一貫男子校について

本県では、小学校1・2年生において、「すくすくプラン」として、30人学級が実施されています。児童の基本的な生活習慣や学習習慣が身についた、授業中に発言・発表する機会が増えた、不登校やいじめなどの問題行動が減少したなどの効果が認められ、県教育委員会としても義務教育の入門期である1・2年生の児童生徒一人一人に対するきめ細かな指導の充実につながっていると評価されています。

4月開校の楠隼中学高等学校においては、中学校、高校において、30人学級を実施するとされていますが、それは、どのような効果を期待しておられるのかお聞かせください。小学校低学年のみならず、中学校、高校においても、効果が認められるということであれば、それを計画的に全県の小学校、中学校、高校に広げるべきではありませんか。楠隼だけに導入される理由をお示してください。

「学力向上」を理由に、十分な議論なしに全県いっせいに「土曜授業」を導入する。ほんのひと握りのエリートを育てる中高一貫の男子校にだけ特別に優遇した環境を提供する。これらを見たときに、本県の教育がめざしているのは、競争と管理の教育、格差づくりの教育ではないかと思わざるを得ません。見解をお聞かせください。

そうでないというのなら、県内すべての公立の小・中・高校に、楠隼と同様に、30人学級を導入し、普通教室に空調を完備すべきと考えますが、見解をお聞かせください。

【答弁】

3. 労働者の雇用と権利を守る

(1) 鹿児島県の雇用の状況について(商工労働水産部長)

本県の雇用の現状について、有効求人倍率の推移については、平成25年1月が全国0.84倍に対し、本県0.69倍、平成26年1月が全国1.04倍に対し、本県0.70倍、そして、直近の平成27年1月が全国1.14倍に対し、本県0.80倍と改善傾向にあるものの、全国平均との差は依然として大きい状況にあります。

新規求人における正社員の比率は、平成26年4月から平成27年1月までの平均で38.3パーセントとなっております。

非正規労働者の割合は、総務省の平成24年就業構造基本調査によると、35歳未満の若い世代が34.9パーセント、女性が57.7パーセントとなっております。

(2) 官製ワーキングプアをなくすために

①知事部局における臨時・非常勤職員の比率について(総務部長)知事部局における非常勤職員は、土地の登記に係る職員の補助的な業務をはじめ、多岐にわたる業務を対象として、1年以内の期間を定めて任用しており、平成26年4月時点で約930人となっております。

また、臨時職員は、文書の整理や発送等の補助的な業務を対象として、業務の繁閑に応じ、6か月以内の期間を定めて雇用しており、約900人となっております。

非常勤職員及び臨時職員の勤務日数は、月20日から年に数日のものまで多様でありまして、勤務形態の異なる正規職員と単純に比較することは難しいと考えますが、知事部局の全職員に占める割合で申し上げますと、非常勤職員が約14パーセント、臨時職員が約13パーセントとなっております。

②教育委員会における臨時・非常勤職員の比率について(教育長)

県教委における非常勤職員は、学校の環境整備等の補助的な業務や、学校医等高度な専門性を要するものなど、多岐にわたる業務を対象として、1年以内の期間を定めて任用しており、平成26年5月1日現在で約1,430人おります。

また、臨時職員は、知事部局と同様に補助的な業務で雇用しており、約250人となっております。

勤務形態は、学校医など年に数回の勤務から、非常勤講師など週に数回の勤務など多様であり、正規職員と単純に比較することは適当ではありませんが、県教委が任用する全職員に占める割合は、非常勤職員が約7パーセント、臨時職員が約1パーセントとなっております。

③臨時職員への通勤費用相当額の支給について(総務部長)

臨時職員につきましては、対象業務の繁閑に応じ、数日あるいは1月のみ、毎月数日のみの勤務など、多様な勤務形態がある中で、それぞれ通勤費用相当額を支給しないとの条件を明示した上で募集し、人材確保上特に困難な状況にないこと、また、本県の厳しい財政状況を踏まえ、行財政運営戦略に基づき、不断の見直しを行う中で、臨時職員の賃金についても、引き続き抑制を図っていく必要があることなどから、通勤費用相当額を支給することは考えておりません。

④指定管理者制度導入施設の現状等について(総務部長)

指定管理者制度導入施設の現状についてのお尋ねのうち、正規職員と非正規職員の比率についてであります。

指定管理者制度を導入している施設で勤務する職員の雇用形態等に関しましては、指定管理者において判断されるべき事項であり、網羅的に把握しているものではありません。

次に、指定管理者における委託費についてであります。前年度の管理運営経費や利用料金収入の実績等を踏まえて、事業計画書や収支予算書等を基に、指定管理者と協議の上、所要額を計上しているところであり、それぞれの指定管理者において、労働関係法令に基づき、適切な対応がなされているものと考えております。

次に、県の直営に戻すことについて、検討すべきではないかとのお話ではありますが、指定管理者につきましては、多様化する住民ニーズに対応し、公の施設をより効果的・効率的に管理運営するために、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成18年度から導入してきているところであります。

今後とも目的に沿った適切な運用が図られるように努めてまいりたいと考えております。

⑤県立学校における給食調理業務委託の現状について(教育長)

県立学校の給食調理業務委託における正規・非正規職員の雇用や手当等は、委託業者で判断すべき事項であり、県教委としては網羅的に把握しておりません。

委託費につきましては、各学校の児童生徒数や特別食用調理等に必要な調理員の人数等を勘案した見積書を徴し、前年度の給食数などの実績を踏まえ、所要額を計上しており、各委託業者においては、労働基準法に基づき適切な雇用がなされていると考えております。

(3) 県内の労働力の確保のために(商工労働水産部長)

①全国一律の最低賃金について最低賃金は、各都道府県ごとに公益・労働者・使用者のそれぞれを代表する委員で構成される「地方最低賃金審議会」での審議を経て、労働局長により決定されますが、決定に当たっては、最低賃金がセーフティーネットとして十分機能するよう生活保護との整合性に配慮しながら、それぞれの地域の労働者の生計費、賃金及び事業者の賃金支払い能力を考慮して定められることとなっております。

こうしたことから、県としては、地域の実情をみながら、公・労・使三者の審議を経て決定される現行方式が適切ではないかと考えております。

4. 中小・小規模企業の振興について

(1) 消費税10%の実施について

①消費税率引き上げによる県内起業等への影響について(商工労働水産部長)

昨年の消費税率引き上げ前後の経済指標を見ると、個人消費は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要が見られ、4月以降、その反動減の影響が続いた後、夏場から秋にかけて台風等天候不順の影響が見られたものの、次第に、その影響も和らいできているなど、総じて見れば底堅い動きが続いております。また、鹿児島市の二人以上世帯の消費支出は、消費税率引き上げの影響などもあり、昨年4月から12月の累計が前年比マイナス6.3パーセントとなっておりますが、物価上昇を考慮した実質賃金は、同期間の累計が前年を上回っております。

このほか、観光面が高水準で推移しており、雇用情勢も改善傾向であることなどから、本県経済は、消費税率引き上げ後も、全体としては景気は緩やかに回復を続けていると考えております。

一方で、県内中小企業については、中小企業景況調査などをみますと、人口減少等による需要の縮小という経営環境の変化に加え、消費税率引き上げの影響や原材料価格の上昇などにより、厳しい状況が続いております。

県としては、引き続き、中小企業者が取り組む経営革新や合理化、資金繰りの円滑化など、県内中小企業の支援に取り組むこととしております。

②消費税率 10%への引き上げについて(総務部長)

消費税率の引上げを最大の柱とする社会保障・税一体改革は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源の確保と財政の健全化を同時に達成することを目指すものであり、急速に少子高齢化が進む中で、現在の財政収支の極端なアンバランスを見ると、抜本的な税制改革は必要であると考えておるところであります。

平成 27 年度与党税制改正大綱においては、経済再生と財政健全化を両立させるために、消費税率 10 パーセントへの引上げ時期を平成 29 年 4 月に延期し、社会保障制度を次徴代に引き渡す責任を果たす観点などから、平成 29 年 4 月の引上げについては確実に実施されることとしたところであります。

一方で、国は、経済政策を更に前に進めることにより、消費税率を引き上げられる経済状況を作り出すことができるとしており、県といたしましては、多くの県民が景気回復を十分に実感できるよう、地域経済の活性化と雇用の安定・確保が図られることを強く望みますとともに、県といたしましても、国の経済認識にも呼応しながら、本県経済を下支えし、将来の鹿児島県の成長につながる施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

(2)住宅リフォーム助成制度の創設について(土木監)

①住宅リフォーム助成の実施状況等について

県内市町村のリフォーム一般に対する助成は、地元経済の活性化等を目的とし、今年度、21 南町で実施されております。

鹿児島市の取組については、同市では、過年度の結果を検証し、利用しやすくなるよう対象工事の拡充等を行い、様々な手法で制度の周知を図ったことで、市民等に広く浸透したと考えているとのことであります。

②県による住宅リフォーム助成の実施について

住宅リフォーム一般を対象とする助成制度は、地元経済の活性化等の性格が強く、市町村が地域の実情に応じて取り組むことが効果的と考えており、県としましては、市町村の取組に対し、社会資本整備総合交付金の活用等について助言を行うなどの支援をしてまいりたいと考えております。

5. 教育のあり方について(教育長)

(1)土曜授業の導入と「学力向上」策について

①土曜授業に至る議論について

土曜授業については、平成 25 年 11 月に法令が改正され、公立学校を設置する教育委員会が必要と認める場合には、実施が可能であることが明確にされたことから、県教委では市町村教育委員会とともに慎重に検討を行ってきたところであります。

具体的には、モデル校の取組や、児童生徒、保護者、教員からモデル校に寄せられた声を参考にするとともに、昨年 2 月に設置した、市町村教育長、学校長、保護者の代表等で構成する「土曜授業に関する検討会」を 4 回、市町村教育長との意見交換会を 5 回開催し、昨年 9 月には県政モニターアンケートを実施したところであります。

こうした取組を通じ、市町村教育長から、土曜授業を円滑に実施できるよう、条件整備や関係団体との調整を求める意見が出され、これらをもとに、スポーツ団体、社会教育団体等とも調整を行い、月 1 回程度の実施について、理解をいただいたところであります。

これらを踏まえ、昨年 12 月 3 日に、市町村教育委員会が土曜授業を実施する際の留意事項等について、通知したところであります。

②土曜授業の実施による教師の多忙化への懸念について土曜授業を実施するに当たっては、教職員の勤務の振替ができるように、学校職員の勤務時間に関する規則を改正し、土曜授業に伴う週休日の振替期間を、「前 4 週、後 8 週」から「前 8 週、後 16 週」に拡大したところであります。

土曜授業の実施により授業時数は増えるものの、月曜から金曜の授業を含めた教育課程全体を見直すことで、教師にとっては時間に余裕を持って授業を進められ、子どもにとってはじっくり考え、理解を深められ、結果として学習意欲が高まるなど学校生活の充実が図られるものと考えております。

県教委としては、教師が子どもと向き合う時間を確保するために、今後とも、市町村教委と連携しながら、学校行事の見直しや事務負担軽減等を一層進めるとともに勤務の振替を確実に行うよう指導してまいりたいと考えております。

③かごしま学力向上プログラムについてこれまでの学力調査で、思考力・判断力・表現力等に課題があることが明らかになったところでありますが、理由として、教員が授業の申で、これらの力を十分に伸ばし切れていないという実態があると考えております。

そのため、来年度、新たな事業として、教え込む授業から、子どもが主体的に課題に取り組み、考える授業への質的な転換が図られるよう、県教委の指導主事が学校を訪問し、直接教員を支援することとしております。

具体的には、教員が抱える課題を把握し、指導主事によるモデル授業や教材づくり、評価問題作成への助言等を行うことを通じ、各教員が思考力・判断力・表現力等を育むための授業を実践できるよう支援することとしております。

本事業において、県下の中学校全 228 校中、最大 160 校程度を指定し、教員との対話と協働による実践的な支援を行い、子どもが主体的に学び、考える授業づくりを推進し、確かな学力の向上に努めてまいりたいと考えております。

(2) 楠集中高一貫男子校について

① 楠集中学校・高等学校の 30 人学級について

楠集中の 30 人学級は、全寮制の寮の収容九県内外から生徒が集まること、周辺の高等学校への影響、学校や寮での相談体制、人間関係が固定化しないようクラス替えを可能にすることなど、総合的な判断から導入したところであります。

既存の学校とは学級編制の考え方が異なると考えており、他の県立高校への波及については、国が定める標準法の教員定数との関係から、考えていないところであります。

② 本県の教育が目指しているものについて

土曜授業のねらいは、教育課程全体の見直しを行い、学力向上や体験活動の充実など各学校の教育課題の解決に努めるとともに、児童生徒の学校生活のより一層の充実を図ることにあります。

また、楠集中が目指すものは、6 年間の継続的・計画的な教育活動、学校と寮での全人教育、「ことば探究」や「シリーズ宇宙学」など独自のプログラム、地域と密着した体験活動などを通じて、大きな志を持ち、叡智に富み、利他の精神にあふれた人材を育てるものであります。

県教委として様々な取組を進めているが、私としては、児童生徒一人一人がそれぞれの学校で、心身ともに成長を実感できる教育活動が展開されることが最も大事なことで考えております。

③ 30 人学級と普通教室への空調整備について

本県における小学校 1・2 年生の 30 人学級については、1 学級数が 35 人を超える場合は、国が定数措置を行っておりますが、35 人から 30 人の場合は、県単独でも定数措置等を行っており、小学校 3 年生以降に 30 人学級を導入することは、相当な財政負担を伴うことから困難であると考えております。

また、県立学校の普通教室の空調については、特別支援学校では概ね整備が完了しており、高等学校では 64 校中 38 校で同窓会等により整備がなされているところであります。

今後の必要性については、各学校の状況等を踏まえ個別に検討してまいりたいと考えております。